

憲法審査会の始動に抗議し、改憲手続法の廃止を求める声明

1 2011年10月17日に民主党が第179臨時国会において憲法審査会委員名簿を提出する方針を表明したことを契機に、同月20日、衆参両議院本会議で憲法審査会委員の選任が強行され、同年11月17日、衆議院憲法審査会が開催された。

2 そもそも憲法審査会は、改憲に反対する多数の国民世論を無視した強行採決という前代未聞の暴挙によって成立した改憲手続法（日本国憲法の改正手続に関する法律）を受けて、9条を中心とした明文改憲を実現するため、2007年8月に衆参両議院に設置されたものである。そして、このような改憲策動は、改憲手続法成立後に行われた2007年7月の参議院選挙と2009年8月の衆議院選挙において、自公政権の歴史的敗北という二度にわたる国民の断罪を受けたため、憲法審査会は、設置から4年以上にわたり、その開催はおろか同会委員の選任すら許されてこなかった。

それにもかかわらず、民主党が、突如これまでの態度を一変させて憲法審査会委員名簿の提出に応じたことは、主権者たる国民に対する重大な背信行為である。また、このような背信行為を奇貨とし、国会で国民の意思を無視して憲法審査会の始動を強行したことに強く抗議する。

3 しかも、憲法審査会の根拠たる改憲手続法は、①最低投票率の定めがない、②公務員・教育者に対する運動規制が盛り込まれている、③有料意見広告が野放しにされている、④改憲を発議した国会の広報協議会による改憲案のPRが無制限に認められるなど、国民の運動を抑制して世論を改憲に誘導するための不公正かつ非民主的なカラクリが多数仕組まれており、国民主権と民主主義の原則に真っ向から反する欠陥法に他ならない。

加えて、衆議院で3つの附則、参議院で18項目もの附帯決議が付され、問題点の再検討や法整備が義務付けられたのにもかかわらず、今日まで欠陥は放置されたままである。例えば、18歳投票制や国政問題国民投票制といった国民主権や民主主義の在り方に関わる重要問題についての国民的な議論は全く進んでいないし、公務員の国民投票運動の制限などの問題についても何らの検討も行われていない。

改憲手続法が抱える欠陥の治癒が全くなされていないにもかかわらず、憲法審査会を始動させて、憲法改正原案の審議を一挙に進めようとすることは、国会が自らに課した責務をあえて踏みにじる暴挙といわざるをえず、絶対に容認できない。

4 いま国会に求められるのは、未完成の欠陥法である改憲手続法を直ちに廃止し、憲法審査会を解散することである。

自由法曹団は、憲法改悪のために成立した改憲手続法の廃止を求めるとともに、改憲を阻止するために全力を挙げてたたかうものである。

2011年11月19日

自由法曹団
団長 篠原義仁